

宮崎労働局職業安定部需給調整事業室からのご案内

～「医師及び看護師等の医療従事者、介護従事者及び 保育士等の求人申込みを行う求人者のみなさまへ」～

近年、医療・介護・保育分野等の人手不足は深刻な状況であり、全国的に当該分野における職業紹介事業の活用が進む中、高額な紹介手数料を支払ったにも関わらず早期に離職してしまうことなどの問題が寄せられております。

中には、紹介事業者自らが手数料徴収等を目的に、採用者に対し転職を勧奨するなど悪質な事業者とのトラブルも報告されるなか、厚生労働省では、労働関連法等を専門とする有識者、業界団体、紹介会社の委員から成る協議会を開催し、協議会での議論を踏まえ、医療・介護・保育分野における適正な優良職業紹介事業者の基準を策定・公表しました。

また、令和3年度には当該分野の求人者が、職業紹介事業者の利用に際して、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、適正な事業者を選択できるように、基準を満たした職業紹介事業者を適正事業者として認定し公表する制度を創設したところです。

認定制度、認定企業に関しましては、特設サイト(受託事業者のサイト)から確認することができますが、令和3年12月31日現在で19社が認定されております。

この他にも、医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業を行っている事業者から、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守することを宣言いただく取組も行っておりますので、併せて事業者を選択する上での参考としていただければと思います。

宣言紹介事業者の一覧につきましては、厚生労働省が運営しております「人材サービス総合サイト(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>)」から確認できます。この人材サービス総合サイトにつきましては、全国の職業紹介事業者や労働者派遣事業者の検索や事業実績が公開されておりますので、医療・介護・保育分野以外の事業者のみなさまにおかれましても、職業紹介事業者等の利用を考えるに際し、是非ご参考にしていただければと思います。

最後になりますが、職業紹介事業者及び労働者派遣事業者との間でトラブル等が発生した場合は、お気軽に宮崎労働局職業安定部需給調整事業室までご相談ください。

【宮崎労働局職業安定部需給調整事業室】

所在地:宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
連絡先:0985-38-8823

「医療・介護・保育分野における 適正な職業紹介事業者の認定制度」 を創設しました

適正な紹介事業者の見える化

この制度を通じ、それぞれの分野で適正な有料職業紹介事業者を「見える化」します。
求人は、職業紹介事業者を利用するときに、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、
法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択できるようになることが期待されます。

認定取得のメリット

- 認定取得すると、各分野の認定マークを使って、求人者などに適正事業者であることをPRできます。
- 認定事業者は特設サイトで公表されます。

認定マーク



特設サイト



申請条件

- ・ 有料の職業紹介事業を行っている事業者の方
- ・ 認定申請する分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の職種について、直近の過去2年度連続で、年間5件以上の入職実績（無期雇用）があること ※職種は下記の表を参照

医療分野	医師、看護職、リハビリテーション専門職、医療技術者、薬剤師、歯科医師、 歯科衛生士、看護助手・歯科助手、栄養士・管理栄養士
介護分野	介護職、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、生活・支援相談員、 機能訓練指導員、栄養士・管理栄養士、医師、看護職
保育分野	保育士

詳しくは特設サイト「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会」へ

厚生労働省委託事業 「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会」
受託運営事務局 一般社団法人日本人材紹介事業協会内HP

医療介護保育 適正

検索



職業紹介事業者の利用に当たり求人者の皆様に気をつけていただきたいこと

職業紹介事業者を選択する際のポイント①

求人申込みを行う職種や地域などを踏まえ、適切な職業紹介事業者を選びましょう。

☑ 事業者に関する基本的な事項の確認

事業者に関する基本的な事項を確認し、利用目的に合った事業者を利用しましょう。
厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」で、職業紹介事業者を検索し、職業紹介事業者に関する以下のような事項を確認できます。

<人材サービス総合サイトにおける掲載事項>

- 職業紹介事業の許可を得ているかどうか
- 職業紹介事業者の紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- 紹介により就職した無期雇用の方の数、及びその内6か月以内に離職した人の数（2018年度に就職した方の方の数から掲載）
- 手数料に関する事項（手数料の金額や種類など）
- 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

☑ 事業者の姿勢の確認

- 例えば、以下のような観点で事業者の姿勢を確認しましょう。
- ・ 事業者は手数料に関する事項や業務の内容について、丁寧に説明するか。※
※職業安定法において、職業紹介事業者に対して書面などによる明示が義務付けられています。
 - ・ 事業者は求める人材の要件を丁寧に聞き取る姿勢があるか。質問に答えるか。
 - ・ 担当者が頻繁に変わるようなことがないか。変わった場合に担当者間で引き継ぎされているか。
 - ・ 事業者は求職者の状況や意向の把握や、求職者との意向のすり合わせに努めているか。

職業紹介事業者を利用する際のポイント②

求人の申込みや労働者の募集をするに当たって、以下の点をよく確認しましょう。

☑ 必要とする人材の適性や能力を具体的に伝える

ミスマッチを防ぐため、求める人材の要件（能力、技術、経験年数など）を具体的に伝えることが重要です。また、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、求人票などの書面や電子メールなどの電子媒体を利用し、労働条件を具体的に明示し、担当者に交付しましょう。

☑ 契約内容の確認・検討

事前に説明を受けた内容と同じか、必ず契約書などを読んで確認してから契約しましょう。

☑ 納得のいく人材の選定

採用するかどうか最終的に決めるのは求人者です。事業者任せにせず入念に面接などを行い、求める能力や技術を身につけているか、職場に順応できそうかなどを十分に確認することが重要です。

☑ 求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生や勤務時間（夜勤の有無）などについて、求職者に対して十分に回答することが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。

職業紹介事業者を利用する際の注意点

職業紹介事業者は、以下の事項を遵守すべきことになっています。

- 自らの紹介により就職した人※に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。
※無期雇用契約に限る。
- 返戻金制度を設けることが望ましいこととされています。
- 求職者、求人者双方に対し、求職者から徴収する手数料および求人者から徴収する手数料の両方に関して明示を行う必要があります。
- 求職者などを勧誘するに当たっては、お祝い金などの金銭を支給することはできません。

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者について

厚生労働省 宮崎労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- **基準・認定制度構築に至る背景・経緯**
- **「適正な有料職業紹介事業者の基準」について**
- **「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について**

- **基準・認定制度構築に至る背景・経緯**
- 「適正な有料職業紹介事業者の基準」について
- 「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について

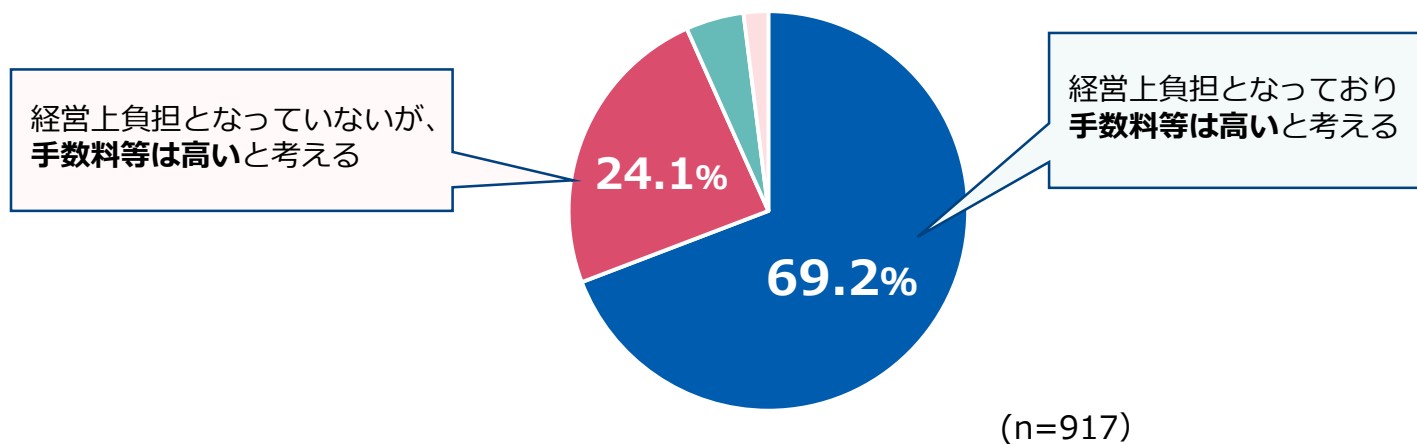
背景・経緯

近年、医療・介護・保育分野等の人手不足は深刻な状況であり、当該分野における職業紹介事業の活用が進む中、紹介手数料額や採用後の早期離職の問題が求人者から寄せられている。

また、一部の悪質な紹介事業者との間でトラブルが発生するなどの問題が発生している。

紹介手数料が経営に与える影響

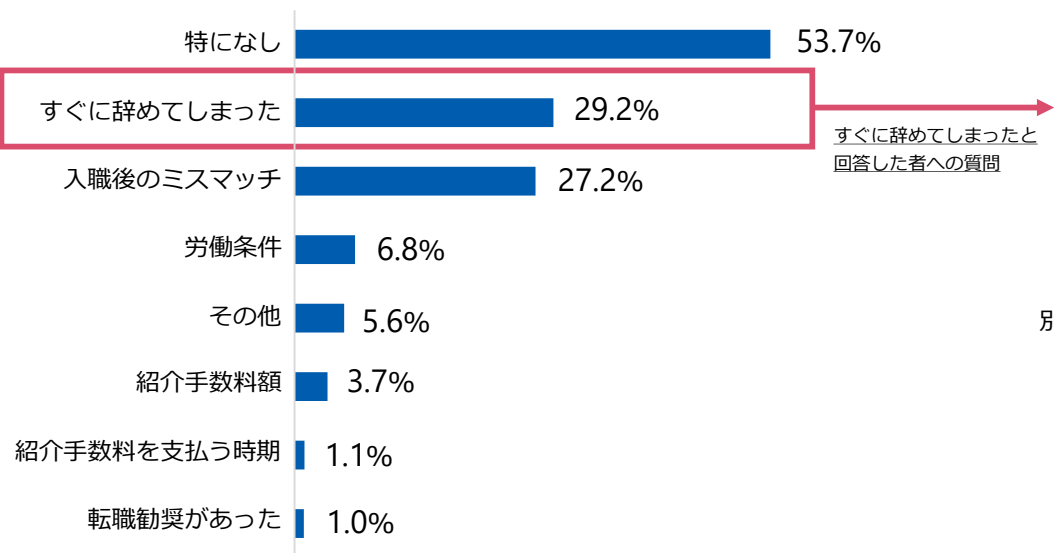
手数料が高いと考える医療機関(求人者)は9割以上



出典：厚生労働省 医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査 令和元年12月

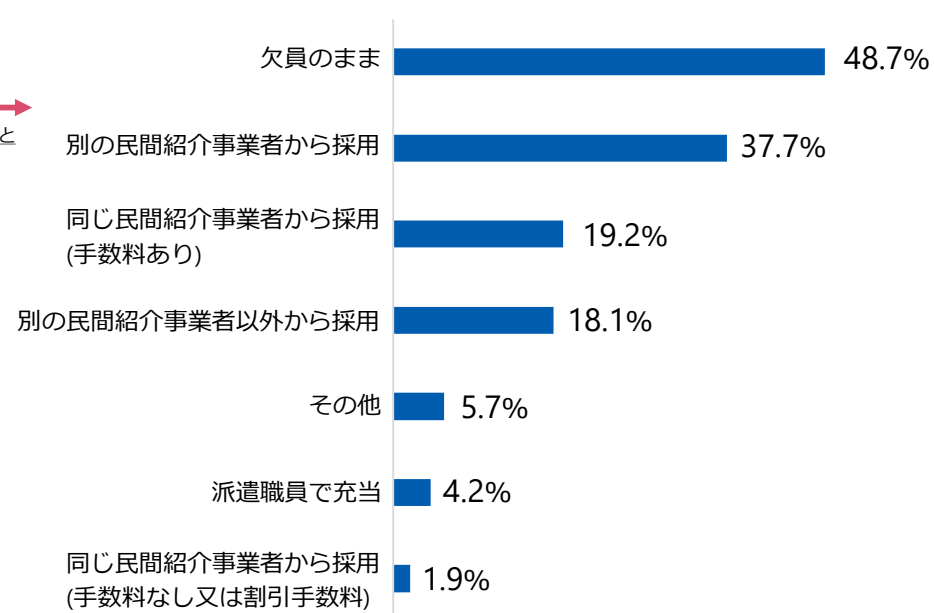
民間職業紹介事業者と採用におけるトラブル

※(n=908) 3つまでの複数回答



採用した人が辞めた後の対応

※(n=265) 複数回答



- 基準・認定制度構築に至る背景・経緯
- 「適正な有料職業紹介事業者の基準」について
- 「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について

協議会の開催(令和2年度)

前述の課題を受け、厚生労働省で、医療分野、介護分野、保育分野それぞれにおいて、労働関連法等を専門とする有識者、業界団体、紹介会社の委員から成る協議会を開催し意見を聴取

業界団体側の意見

- ・ 紹介手数料が経営を圧迫している。
業界団体としては、上限手数料10%程度の水準を望む。
- ・ お祝い金、転職勧奨をやっているところは、まだ存在する。
- ・ 求人管理を徹底してほしい。
- ・ 各社、苦情窓口を設置してほしい。
- ・ 人を紹介するだけでなく、採用や人材定着に関するノウハウを積極的に開示して欲しい。
- ・ コスト負担は大きいですが、急な欠員補充では紹介会社に頼らざるを得ない。
- ・ 離職率は紹介経由も紹介以外の採用も同じ。
- ・ 適正な事業者の基準は必要だが、ハードルが高すぎると優良な事業者が撤退してしまうことも懸念。

紹介会社側の意見

- ・ 手数料が高い＝悪質を意味しないことを強調。
サービス品質をご理解いただき、双方納得の上で、事前に契約を結んでいただいている。
- ・ 人材紹介業はコスト構造的に母集団形成のための広告費やキャリアアドバイザー等の人件費が大半を占める。
上限手数料の導入は結果的にサービス品質の低下に直結し、求人者、求職者に利益にならない。
- ・ 人を紹介するだけでなく、採用や人材定着に関するノウハウ提供やコンサルティングを提供している会社はすでに存在する。
- ・ お祝い金をやっていない／転職勧奨をしていない／手数料を公表している等の基準をクリアしている紹介会社を「選べる」環境を作ることが重要。

基準の策定・公表

協議会での議論を踏まえ、医療・介護・保育分野における適正な優良職業紹介事業者の基準を策定・公表

医療分野の基準とチェックシート

医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準
チェックシート

有料職業紹介事業者（紹介会社）名

1

「必須」基準「法令を遵守しているか」をめぐって適正事業者として必ず実施しなくてはならない基準

14

基準を満たしている場合には、チェックボックスに○を記入しましょう。

1.手数料	☐ 取り扱い職別に手数料を公表していること。*
2.返金制度	☐ 返金制度を設けていること。及びその具体的な内容（例：在籍月数と返金率、返金する場合の条件等）を明示していること。
3.お祝い金	☐ 求職申込みの勧誘にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」等）の提供をしていないこと。
4.転職勧奨	☐ 自らの紹介により就職した者（就職希望者）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていること。
5.広告・営業	☐ 求職者に対し、転職活動を断るに取替えるような不適切な広告表現・勧誘活動を行っていないこと。 ☐ 求人者に対する営業活動の際には、入社決定後に適当な期間が経たないことを明記し、「初回費用負担」の適当な期間など、説明を徹底して行っていること。 ☐ 求人者の意向に合わない適当な営業活動を行っていないこと。 ☐ 職業安定法第4条の他の規定と関係する有償職業紹介事業者は、求人者及び求職者等にこれらと類似する名称を用いてはならないこと。
6.労働条件の明示	☐ 求職者に対し、応募すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を求人者より入手し、労働条件明示書に明示していること。
7.個人情報保護	☐ 求職者の経歴・連絡先情報は、本人の同意を得ないで取得していないこと。また、求人の業務遂行に必要がない限り取得していないこと。 ☐ 求職者の個人情報を求人者に伝達する際は、求職者の同意を得た上で適切に行っていること。
8.苦情窓口	☐ 紹介に関し、求人者、求職者が速やかに苦情の申出ができるよう、具体的な苦情の受付窓口（連絡先）を明示していること。 ☐ 苦情を受けた場合は、事実確認の上、適切かつ真摯に対応を行っていること。
9.是正指導	☐ 都道府県労働局から職業紹介事業に關し、職業安定法に基づく是正指導を受けていないこと。また、過去に受けた是正指導については是正済みであること。

* 各紹介会社のサービス内容とともにより、求職者・求職者の手数料や求職者の経歴・連絡先情報は、サービスの内容に記した手数料や求職者の経歴・連絡先、紹介書の内容の正確性を確保する必要があるため、サービスを通じて求職者の経歴・連絡先を把握している。

医療機関、医療系有料職業紹介会社のための
「適正な有料職業紹介事業者の基準」と
「チェックシート」のご案内

深刻な人手不足の中、医療機関においては、医療従事者確保のために有料職業紹介事業者を活用していますが、一部の悪質な事業者との間でトラブルが発生しています。

こうした状況を改善するために、このたび厚生労働省は、医療分野の関係団体^{※1}、医療分野を取り扱う有料職業紹介事業者の大手4社及び労働法等の有識者からなる「医療分野における職業紹介事業者に関する協議会」（座長：今野浩一郎・学習院大学名誉教授）^{※2}を開催し、医療分野において有料職業紹介事業者が適正な事業運営を行う際に満たすべき「基準」を取りまとめました。

※1 「医療関係人団体協議会」（一般社団法人日本医療系人権協会・医療関係団体）、「医療関係人団体協議会」（一般社団法人日本医療系人権協会）（他、関係団体）
※2 厚生労働省、一般社団法人日本職業紹介事業者協会、厚生労働省

基準の基礎となる理念

医療分野における人手不足解消に向け、求人者と無償職業紹介事業者及び有料職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの実現を図り、それを通じて、医療機関が適材を確保し入職後の定着を促進できるようにしていくことで、医療機関における安定的な人材の確保に寄与していくこと

【医療機関の皆様へ】
医療機関の招聘は有料職業紹介事業者と取引にあたって、事業者が「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」を満たしているかどうかを確認することによって、トラブルを少なくできるとともに、求人者、求職者双方にとってより良いマッチングにつなげることができると考えます。貴機関の「チェックシート」を、是非ご活用ください。

なお、今般ご案内している「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」については、医療分野を取り扱う有料職業紹介事業者に対して周知を促してまいります。

本チェックシートは、コピーの上で利用ください。

基準

「必須」基準(14~15項目)

「法令を遵守しているか」を含めて
適正事業者として必ず実施しなくてはならない基準

「基本」基準(11~13項目)

「求職者や求人者に配慮した
より良いサービスを提供する」ために
適正事業者として実施することが望ましい基準

基準の基礎となる考え方と周知

求人者と職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの実現を図り、それを通して、求人者が適材を確保し入職後の定着を促進できるようにしていくことで、求人者における安定的な人材の確保に寄与していく

基準の周知

都道府県労働局及び医療・介護・保育団体から、
傘下の医療・介護・保育施設(求人者)に基準のリーフレットを
メール／郵送にて周知



求人者は職業紹介事業者を選ぶ際のチェック用として活用



基準の運用を通じ、

- ◆ 悪質事業者の排除
 - ◆ 適正事業者との取引推奨
 - ◆ 3分野における安定期な人材の確保・定着促進
- を目指す。

例：必須基準 1 手数料の公表

「取り扱い職種別に手数料を公表していること」



各紹介会社のサービス内容とともに、
例えば、標準的な手数料率又は額（手数料率又は額に幅がある場合は、サービスの内容に応じた手数料率又は額）や
個別の事例（例えば、地方都市の小規模保育所等では手数料率〇〇%で紹介サービスを提供して採用ができた）の
実績の公表を想定



求人者が紹介会社を「選べる」ように、手数料の参考情報を、
自社サイト又は人材サービス総合サイトで公表

保育分野の「必須」基準

1.手数料	☐ 取り扱い職種別に手数料を公表していること。※1
2.返戻金制度	☐ 返戻金制度を設けていること。及びその具体的な内容(例：在籍月数と返金率、返戻する場合の条件等)を明示していること。
3.お祝い金	☐ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等(いわゆる「お祝い金」等)の提供をしていないこと。
4.再転職勧奨	☐ 自らの紹介により就職した者(無期雇用)に対し就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていないこと。
5.広告・営業	☐ 求職者に対し、転職活動を濫りに助長するような不適切な広告表現・広報活動を行っていないこと。 ☐ 求人者に対する営業広告等の際は、入社決定後に成果報酬がかかることを明記し、「初期費用無料」の過度な強調など、誤解を招く表記を行っていないこと。 ☐ 受理していない求人を自社で受理した求人であるかのようにウェブサイト等で掲載しないこと。 ☐ 求人者の意向に沿わない過度の営業活動を行っていないこと。 ☐ 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、求人者及び求職者等にこれらと誤認させる名称を用いてはならないこと。
6.労働条件の明示	☐ 求職者に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を求人者より入手し可能な限り速やかに明示していること。
7.個人情報保護	☐ 求職者の要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していないこと。また、求人の業務遂行に必要な限り取得していないこと。 ☐ 求職者の個人情報を求人者に伝達する際は、求職者の同意を得た上で適切に行っていること。
8.苦情窓口	☐ 紹介に際し、求人者、求職者が速やかに苦情の申出ができるよう、具体的な苦情の受付窓口(連絡先)を明示していること。 ☐ 苦情を受けた場合は、事実確認の上、適切かつ真摯に対応を行っていること。
9.是正指導	☐ 都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていないこと。 また、過去に受けた是正指導については是正済みであること。

※1 各紹介会社のサービス内容とともに、例えば、標準的な手数料率又は額(手数料率又は額に幅がある場合は、サービスの内容に応じた手数料率又は額)や個別の事例(例えば、地方都市の小規模保育所等では手数料率〇〇%で紹介サービスを提供して採用ができた)の実績の公表を想定している。

保育分野の「基本」基準

1.対「求職者」	□ 求人者に可能な限りの就業実態（育休制度の取得実態、月平均所定外労働時間の実績等）の情報開示を求め、その内容を求職者に適正に伝えていること。 □ 求職者のこれまでの職務経験、今後のキャリアイメージ、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っていること。 □ 保育士不足解消のために、常勤就業者のみならず、潜在保育士や短時間就労者の就業支援も求人者と協力して積極的に行っていること。
2.対「求人者」	□ 求人者に対する営業広告やDM送付内容には、有料職業紹介サービスである旨、及び、職業紹介事業者の許可番号を明記していること。 □ 求人者に対する営業広告メール、FAX等のDM送付時は、配信停止方法を明示していること。 □ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けていること。 □ 求人者に対する手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意していること。 ■ 求人者に対する手数料の「業界水準等」が公表された場合、自社の手数料がこの水準と差異がある時は、 ※2 料金に含まれるサービス内容等、その理由を説明することで求人者の理解を得ていること。
3.マッチング	□ 求人者の採用背景、経営方針・理念、組織・人員体制、就業開始時期等について、求人者（園長もしくは採用担当者）から直接ヒアリングを行うことで的確に把握し、求人者の求める人材像を理解して求職者に伝えることによりマッチングの精度を高めていること。 □ 上記を通じて得た情報を社内で共有・蓄積するための仕組みを構築し、担当変更の際もスムーズに引き継ぎを行っていること。 □ 求人情報は、一定期間の後、必要に応じて充足や変更等の確認を行っていること。 □ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、自らが有する採用成功事例をはじめ、定着率改善・育成・教育に関するノウハウを積極的に求人者に提供し、求人者と協力して定着支援を行っていること。※3 □ 職業紹介従事者の知識・スキル向上に向けた教育・研修の充実を図っていること。※4 □ 職業紹介責任者は、苦情再発防止のために自社の従事者の教育を定期的に行い、事業報告書に記載していること。

※2 「業界水準等」が公表された後で、「基本」基準に加わる。

※3 例えば、求人者への定着促進のためのアドバイスや、求職者から相談があった際のアドバイス等を想定。

※4 例えば、キャリア相談の実施に関するマニュアル等の整備、定期的な教育・研修の実施とフォローアップ等を想定。

- 基準・認定制度構築に至る背景・経緯
- 「適正な有料職業紹介事業者の基準」について
- 「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について

認定制度の創設(令和3年度)

令和2年度に策定した基準を満たした職業紹介事業者を、厚生労働省が適正事業者として認定し公表する

認定制度の目的

医療・介護・保育分野における人材確保をはかるために、以下の2つのことを通して人材の需給調整機能の向上をはかること。

- ① 当該分野の求人者が、職業紹介事業者の利用に際して、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、適正な事業者を選択できるようにする。
- ② 求人者の苦情や評価を職業紹介事業者にフィードバックし、職業紹介事業者のサービスの品質の維持、向上をはかる

The screenshot shows the official website for the recognition system. At the top left is the logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) and the text '2021年度 厚生労働省委託事業'. The main title is '医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者の認定制度'. Below the title is a navigation bar with links: '認定制度について', '医療・介護・保育の求人者の方へ', '認定事業者一覧', '認定の申請を検討される職業紹介事業者', and 'FAQ'. The main content area features a large banner with the text '医療 介護 保育 分野における 適正な 有料職業紹介事業者の 認定制度'. The banner includes images of healthcare professionals and a family. At the bottom right of the banner, there is a search bar with the text '医療介護保育 適正' and a '検索' (Search) button with a magnifying glass icon.

認定制度の特設サイト(受託事業者のサイト)

医療介護保育 適正

検索

認定事業者の公表(令和3年度)

認定制度HPにおいて、どの分野で認定を受けているのか、どの職種の就職実績があるのかを分かる形で公表し、分野や職種ごとに認定事業者を検索可能

※イメージ（本年11月公開）

認定事業者一覧

TOP | 認定制度について | 医療・介護・保育の求人者の方へ | 認定事業者一覧 | 審査希望をされる職業紹介事業者へ | FAQ

認定事業者一覧

認定事業者一覧

認定分野

対応職種

対応エリア

企業名/サービスブランド名

絞り込み

選択してください

選択してください

選択してください

医療分野

医師

北海道

マ

ヤ

ラ

ワ

介護分野

看護職

青森

保育分野

薬剤師

秋田

※1 認定分野をクリック/タップすると職種別実績が表示されます。
※2 本社所在地をクリック/タップすると、対応エリアが表示されます。

※社名50音順

企業名	サービスブランド・事業部	認定分野(※1)	対応職種	登記上の本社所在地(※2)	認定番号	認定期限
(株)*****	*****	医療分野	看護職、看護助手	東京都港区	***** (1)	2024年9月30日
(株)*****	*****	介護分野	介護職、リハビリテーション専門職	東京都港区	***** (1)	2024年9月30日
(株)*****	*****	保育分野	保育士	東京都港区	***** (1)	2024年9月30日

《申請年の前年度実績》

職種	入職実績
介護職	Ⅲ
うち介護福祉士 *	V
うち介護福祉士以外 *	Ⅲ
看護職 ※1	V
リハビリテーション専門職 ※2	Ⅲ
介護支援専門員	V
医師	—
生活相談員・支援相談員	V
機能訓練指導員	Ⅲ
栄養士、管理栄養士	—

I : 300名以上
II : 100名以上
III : 50名以上
IV : 5名以上
V : 1~4名
— : 取扱なし

【対応エリア】

☒東京都
☒千葉県
☒埼玉県

※1 看護師、准看護師、保健師、助産師

※2 理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)

認定マークの付与

認定を受けた職業紹介事業者に認定マークを付与し、認定事業者はHPや名刺等で使用することが可能

医療分野



介護分野



保育分野



申請条件

求人者の人材確保に貢献できるよう、安定した紹介実績があることを申請条件とする

申請条件

申請する分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の以下対象職種について、過去2年度連続で、年間5件以上の常用就職（無期雇用）の入職実績があること

医療分野の対象職種

職 種

医師

看護職 ※1

リハビリテーション専門職 ※2

医療技術者 ※3

薬剤師 ※4

歯科医師

歯科衛生士

看護助手、歯科助手

栄養士、管理栄養士

介護分野の対象職種

職 種

介護職

看護職 ※1

リハビリテーション専門職 ※2

介護支援専門員

医師

生活相談員・支援相談員

機能訓練指導員

栄養士、管理栄養士

保育分野の対象職種

職 種

保育士

- ※1 看護師、准看護師、保健師、助産師
- ※2 理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)
- ※3 診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、歯科技工士
- ※4 薬剤師は就職先施設の分野に限らず、総入職人数で判定（調剤薬局、ドラッグストア、医療機関等）

認定条件

■ 下記の3つの条件を満たす場合に、認定となる。

- ✓ 必須基準のすべてをクリアしていること。
- ✓ 基本基準の70%以上をクリアしていること。
- ✓ 基本基準の3つの分類（対「求職者」、対「求人者」、マッチング）について、全分類においてそれぞれ1つ以上クリアしていること。

必須基準

1.手数料	☐ 取り扱い職種別に手数料
2.返戻金制度	☐ 返戻金制度を設けている
3.お祝い金	☐ 求職申込みの勧奨にあ
4.再転職勧奨	☐ 自らの紹介により就職
5.広告・営業	☐ 求職者に対し、転職活 ☐ 求人者に対する営業広 「初期費用無料」の過 ☐ 受理していない求人 ☐ 求人者の意向に沿わな ☐ 職業安定機関その他公 名称を用いてはならな
6.労働条件の明示	☐ 求職者に対し、従事す 速やかに明示している
7.個人情報保護	☐ 求職者の要配慮個人情報 必要がない限り取得し ☐ 求職者の個人情報を求
8.苦情窓口	☐ 紹介に際し、求人者、 ☐ 苦情を受けた場合は、
9.是正指導	☐ 都道府県労働局から職 また、過去に受けた長

必須基準は
全てクリア

基本基準

1.対「求職者」	☐ 求人者に可能な限りの就業 その内容を求職者に適正に ☐ 求職者のこれまでの職務経歴 適した就業先の紹介を行っ ☐ 保育士不足解消のために、積 積極的に行っていること。
2.対「求人者」	☐ 求人者に対する営業広告や ☐ 求人者に対する営業広告メ ☐ 求人者からの求人申し込み ☐ 求人者に対する手数料率を ■ 求人者に対する手数料の「業 料金に含まれるサービス内
3.マッチング	☐ 求人者の採用背景、経営方針 から直接ヒアリングを行う マッチングの精度を高めて ☐ 上記を通じて得た情報を社 ☐ 求人情報は、一定期間の後、 ☐ 求職者が就職後も長く活躍 ノウハウを積極的に求人者に ☐ 職業紹介従事者の知識・ス ☐ 職業紹介責任者は、苦情再発

1つ以上
クリア

1つ以上
クリア

1つ以上
クリア

基本基準全体で
70%以上クリア

各基準をクリアしているか確認するため、
審査機関が証拠資料の確認やヒアリングを実施

申請方法など

申請方法	・ 特設サイトから、「申請書」「自主点検表」をダウンロードし、必要事項を記入 ・ 申請時に必要な「提出書類」を準備 ・ 認定制度ホームページの申請ページからアップロード
特設サイト	https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei （令和3年度本事業受託業者（一社）日本人材紹介事業協会HP）
認定の有効期間	3 年
審査・認定	認定は年 2 回 第 1 回目認定事業者の公表は令和 3 年11月19日 第 2 回目認定事業者の公表は令和 4 年 2 月頃 第 3 回目の認定申請受付は令和 4 年 4 月以降特設サイトにてお知らせ
認定単位	会社（サービスブランド、事業部単位での認定も可）